

建 技 第 222 号
平成 26 年 8 月 22 日

建設業関連団体の長 様

静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課長

建築工事・建築設備工事における法定福利費の見積り計上について（依頼）

日ごろより県の建設事業に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、建設業における産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進めるため、発注者、元請企業及び下請企業など関係者を挙げて、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を総合的に進めているところです。

こうした取り組みを進めるにあたって、県の建築工事・建築設備工事においては、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が発注者から元請企業、下請企業へ適切に支払われるよう、設計段階で徴収する見積りについて、下記のとおり依頼することとしたので、傘下の県内会員企業に対し、周知をお願いします。

記

- 1 これまで下請企業の事業者が負担する雇用保険料、健康保険料（介護保険料加算分を含む。）及び厚生年金保険料については、共通費の現場管理費において積算しておりましたが、法定福利費の内訳が明確となるよう共通費に係る積算基準を改定し、直接工事費に計上することとしました。
- 2 見積内容に材工共の価格がある場合には、それに係る法定福利費について当該見積りにおいて一式計上するよう依頼します。なお、材料価格について見積りを依頼する場合には、その製品製造工場の労働者等の法定福利費は、その製品価格に含むものとします。

担当：積算班 小畑・白鳥

電話：054-221-2168

FAX：054-221-3569

mail：gi.jyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp